

自由民主党交通安全対策特別委員長 衆議院議員/第10代復興大臣

田中かずのり(和徳)

自転車事故防止に向けて、改正道交法が施行

≪ 改正道路交通法の概要 (2024年11月1日施行)

>>

モペット

■ モペットに関する取り締まりを強化

違法運転が相次ぐペダル付き原付バイク(モペット)に関して、 法規制の穴をふさぎ、違法運転に対する取り締まりを強化する。

■ 自転車の酒気帯び運転への罰則を大幅強化

自転車の飲酒運転への罰則を、自動車やバイクと同程度まで厳罰化。また、酒類の提供者や自転車の同乗者に対する罰則も新設する。

自転車の 危険運転 対策

■ 自転車の「ながら運転」への罰則を大幅強化

自転車運転中にスマホで通話、画面を注視する危険運転が横行。事故防止のため、こうした「ながら運転」への厳罰化を進める。

≪ 改正道路交通法① モペットの取り締まり強化 ≫



モペットとは、**エンジンや電気モーターなどの原動機**と **ペダルの両方で走行可能な二輪車**のことである。

モペットは<u>法的には原付バイク</u>として位置づけられ、 運転免許の取得、ヘルメット着用、自賠責加入など、 運転するには<u>原付バイクと同じ義務</u>が課される。

しかし、モペットは普通の自転車とよく似ているため、

自転車感覚で危険な違法運転をする事例が後を絶たない。

改正後 の条文 モペットは全て原付バイクとして扱うことを条文に明記する。 走る際にモーターを使わず、ペダルを人力で漕いだとしても、 それは原付バイクの運転として扱うことも条文に明記する。

モペットは、ペダルを人力で漕いで走行しているときは自転車扱い、原付バイクと違って運転免許やヘルメット着用、自賠責などは不要。 **このような誤った認識**を改め、**モペットの違法運転を防止**するため、 いかなる場合でも**モペットは原付バイクとして扱うことを明文化**。

≪ 改正道路交通法② 飲酒運転や「ながら運転」に刑事罰 ≫

	改正前
酒気帯び	罰則無し
携帯電話	5万円 以下の 罰金



改正後

自転車の運転者、自転車車両の提供者 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金 自転車の同乗者、酒類の提供者 2年以下の懲役、または30万円以下の罰金

<u>運転中に携帯電話を保持して通話、画像を注視</u> 6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金 <u>上記に加え、事故など危険な事態を生じさせた場合</u> 2年以下の懲役、または30万円以下の罰金

2026年春、**違反自転車への反則金制度(青切符)が導入予定**、他にも、**生活道路の制限速度を時速30kmまで引き下げ**など、 改正道交法の下、様々な改正が**2026年5月までに導入**される。

